

平成 25-26 年度第 2 回日本実験動物医学会理事会議事録

日時：平成 26 年 5 月 14 日（水）10：00～12：00

場所：北海道大学 学術交流会館 会議室 6

出席者：安居院、有川、池田、笠井、黒澤、下田、三好（以上理事）

欠席者：久和、佐々木、竹田（以上理事）、中井、八神（以上監事）

議題

1. 会則の改訂について（会員のメーリングリストへの強制加入、役員任期）
理事会及び理事会後のメール会議において資料 1 のとおり承認された。この会則改定案を本年 9 月の総会に付議する。
2. 各種委員会運営細則の改定について
資料 2 のとおり承認された。
3. メーリングリスト利用規程（案）について
資料 3 の通り承認された。
4. 選挙管理委員会委員の選任
下記の通り選挙管理委員が選任された。
委員長：橋本道子 会員
委員：新美君枝 会員、高木利一 会員
5. 事務局の仕事について
 - 3-1. 事務局委託経費について
来年度より事務局委託費として会員管理委託費（20 万円）、会費管理委託費（10 万円）、外部対応窓口委託費（10 万円）の総計 40 万円を委託費として計上することが承認された。
 - 3-2. 名簿管理について
事務局（担当理事）は会員が日本獣医学会会員資格を有していることを毎年確認し、理事会に報告することが確認された。
6. 前島賞について
現在の前島賞選考方法の問題点について審議する予定であったが、審議時間が足りず、次回理事会で審議することとした。
7. その他
特になし。

報告事項

1. 会員動向

2. 予算進捗状況

3. 各委員会からの報告

実験動物法規等検討委員会（下田）

文科省から各研究機関にアンケート調査がなされていることが報告された。

情報・編集委員会（三好）

News Letter の編集方法について及び会員ホームページセキュリティーについて審議していることが報告された。

研修委員会（代理 安居院）

今年度は最終年であるのでウェットハンド研修会コアカリキュラムを纏めること、及び来年度の研修（サル類の獣医学的管理）の予定を立てる予定であることが報告された。

前回理事会から今回理事会までの間に ML で下記の審議を行い、下記の通りに決した。

下記の実験動物学教育委員会委員の追加の提案が久和委員長よりあり、審議の結果全員了承された。

（敬称略）

田中あかね（東京農工大）

木村 透（山口大）

大杉剛生（酪農学園大）

日本実験動物医学会会則 改訂案

●現行

(会 員)

第 4 条 本会会員は、日本獣医学会会員で、本会の趣旨に賛同する個人とする。

2. 本会に入会しようとする者は、本会員 2 名の推薦及び年会費を添えて事務局に申し込む。

第 6 条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 若干名

(2) 監事 2 名

2. 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。

●改訂案

下線部を追加する。附則を追加する。

(会 員)

第 4 条 本会会員は、日本獣医学会会員で、本会の趣旨に賛同する個人とする。

2. 本会に入会しようとする者は、本会員 2 名の推薦及び年会費を添えて事務局に申し込む。

3. 会員は原則として本会メーリングリストに加入する。

第 6 条第 2 項を下記の通り改訂する（下線部分を追加）。

2. 役員任期は理事選挙のあった年の総会后から次回選挙のある年の総会までの 3 年とし、再任を妨げない。

(附 則)

本会則は平成 26 年 9 月 11 日より施行する。

各種委員会運営細則 改定案

●現行

1.会則第 8 条 4 項に基づき、理事会の下に次の委員会を設ける。

(1)学術集会委員会 (2)研修委員会 (3)実験動物学教育委員会 (4)情報・編集委員会
(5)実験動物法規等検討委員会 (6)前島賞選考委員会

2.理事会は委員長を会員から選任し、委員長は副委員長並びに適切な人数の委員を選任し、理事会の承認を得る。

3.理事会は各委員会に担当理事を配置する。

4.理事会は必要に応じて委員長会を開催することが出来る。

5.本細則の改廃は理事会の議決による。

6.本細則は平成 8 年 4 月 2 日より実施する。

本細則は平成 17 年 4 月 15 日より実施する。

本細則は平成 24 年 6 月 1 日より実施する。

●改定案

第 2 項に下線部を追加する。附則を追加する。

2.理事会は委員長を会員から選任し、委員長は副委員長並びに適切な人数の委員を選任し、理事会の承認を得る。委員長及び委員の任期は理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

本細則は平成 26 年 5 月 14 日より実施する。

日本実験動物医学会 メーリングリスト及び会員ホームページ利用規程

情報・編集委員会

(趣旨)

第1条

この規程は、日本実験動物医学会の情報周知および情報交換などの手段としてのメーリングリスト及び会員ホームページ（以下、本ML等と略す）の利用に関し、その適正な運用を確保するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条

本MLは、以下の目的のために設置する。

- (1) 本学会における重要事項を速やかに周知する（原則として、本ML等で重要事項の案内を行う）。
- (2) 実験動物の健康・医学ならびに福祉に関する研究、教育の推進、及びその普及を目的として、実験動物医学に関連する話題や有用な情報等を相互交換する。

(管理)

第3条

本ML等は、日本実験動物医学会理事会のもと、情報・編集委員会が統括管理する。ただし、本ML等に発信された記載内容については発信者個人の責任とし、学会および情報・編集委員会は一切の責任を負わない。

(参加資格者の範囲)

第4条

本ML等を利用できる資格者は、日本実験動物医学会会員、および、日本実験動物医学会理事会で承認された者に限る。なお、資格者は本規程第5条の方法により速やかに登録手続を行う。

(登録、あるいは削除、変更等の方法)

第5条

本規程第2条の趣旨により、総ての参加資格者は、日本実験動物医学会一般公開ホームページの登録案内に従い、必要な手続を行わなければならない。削除希望あるいはメールアドレスの変更が生じた場合も、ホームページの指示に従う。

(処分)

第6条

情報・編集委員会において著しく不適切と判断されたメールあるいは会員ホームページへの投稿（以下、メール等）は、発信者に対して注意、あるいは指導がなされる。さらに著しく不適切と判断されたメール等が同一人物から発信された場合は、そのメールアドレスがML等から削除される。

(不達への対応)

第7条

本ML等からのメールが3ヶ月間連続して不達の場合、ホームページにメールアドレス（日付）を掲載するなど、会員データに基づき情報・編集委員会と事務局が協力して当該会員に連絡を求めるが、さらに半年間を経過しても回答がない場合メールアドレスがML等から削除される。

(利用上の注意事項)

第8条

会員相互に迷惑をかけることなく本ML等を適切に利用するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 商用目的の宣伝メール等は禁止する。
- (2) 添付ファイルはなるべく避ける。やむを得ない場合は、容量を1MB以下にする。
- (3) 利用者が素早くメッセージを探し出せるように、1つのメッセージには1つだけの主題に焦点をあて、適切なタイトルを付ける。
- (4) 段落やメッセージは短く的確にする。
- (5) 行の長さを制限し、特殊文字、半角カタカナ、半角ひらがな等の使用は避ける。
- (6) 引用、参考文献については引用元を明示し、著作権やライセンス契約を尊重する。
- (7) 発信者は、自分の名前と所属を明らかにする。
- (8) 各自のパソコンにはウイルス対策をおこなう。
- (9) 本ML等は非公開方式であり、メール等の内容を許可無く引用したり、無許可で本ML等未登録者に転送してはならない。引用や転送を希望する場合はそのメール等本人の了解を得るようにする。

(その他)

第9条

この規程に定めるもののほか、ML等の運営に関し必要な事項は、情報・編集委員会の議を経て理事会が定める。

付則

本規程は平成26年5月14日から施行する。